

平成20年第3回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成20年9月19日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（14名）

1番 高畑広視 2番 宮崎昌宗 3番 峯 新一 4番 三田敏和
5番 安元慶彦 6番 大山 晃 7番 中 宏 8番 増矢年克
9番 茂呂孝志 10番 古野啓藏 11番 福島文博 12番 亀頭寿太郎
13番 坪根秀介 14番 村上正弘

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 鶴田忠良・ 教育長 小林正文・ 副町長 奥野勝利
会計管理者 小川正知・ 総務課長 友岡みどり
企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 末松克美・ 住民課長 廣崎誠治
健康福祉課長 坪根勝磨・ 産業振興課長 川口 彰・ 建設課長 古原典幸
教務課長 福本豊彦・ 総合窓口課長 末吉秋雄・ 総務係長 岡崎 浩

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

○議事日程

平成20年第3回定例会議事日程（3日目）

平成20年9月19日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 認定第 2号 平成19年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成19年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成19年度上毛町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 平成19年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 平成19年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7号 平成19年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8号 平成19年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9号 平成19年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第47号 上毛町情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第48号 上毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第49号 上毛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第50号 上毛町食育のまちづくり条例の制定について
- 日程第14 議案第51号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 発議第 3号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第17 広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （3日目）

開議 午前10時00分

○議長（村上正弘君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。一礼して御着席ください。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に運営資料として配付しておりますので、御確認をお願いします。

○議長（村上正弘君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、9月9日本会議で各常任委員会に審査を付託した案件について、各常任委員長に審査状況の報告をお願いします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告をいただきますので、議事日程の順は配付した資料と異なりますが、御了解をお願いします。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長あてに提出されておりますので、運営資料中に写しをお配りしております。

委員長報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いたいと思いますので、御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、お手元に配付した各氏の出席を認め、会議に出席をいただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）これより、各常任委員長から、委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。なお、さきに申し上げましたが、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、議事日程は変更になります。

討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了解ください。

○議長（村上正弘君）日程第2、認定第2号 平成19年度上毛町一般会計歳入歳出決算（所管分）の認定について、日程第6、認定第6号 平成19年度上毛町農業集落

排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第7号 平成19年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第47号 上毛町情報公開条例等の一部を改正する条例について、日程第11、議案第48号 上毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第49号 上毛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第14、議案第51号 平成20年度上毛町一般会計補正予算(第2号)(所管分)、以上、総務産業建設委員長の報告を求めます。

○総務産業建設委員長(大山 晃君)おはようございます。

ただいまから、総務産業建設常任委員会からの報告をいたします。

当委員会は9月17日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員全員と町長以下執行部の出席をもって、午前8時55分開会、午前11時10分閉会されました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出決算認定3件、条例案3件、予算案1件の計7件です。

以下、付託表の順に従い、議案審議の経緯と結果についてを報告いたします。

認定第2号 平成19年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について。

総務課長より総括説明を受け、総括説明についての質疑では、公債費のピークは平成22年度と説明されましたが、現在がピークではないかとの問いに対し、元金の償還が始まる平成22・23年度がピークと考えているとの答弁でした。

また、決算書の翌年度への繰り越すべき財源のうち、継続通次繰越金8,900万円とあるが、尻高地区の圃場整備事業は1億7,800万円であるが、これはどのような関連があるのかとの問いに対し、財源内訳として一般財源分8,890万円の計上であるとの答弁でした。

次に担当課長より説明を受け、質疑では、町民税、固定資産税の収入未済額があり、ふえているが、収入未済額の減る方策の考えはどの問いに対し、県も住民税の徴収に力を入れている状況で、町としてもいろんな方法で徴収強化を実施したいとの答弁でした。

地方交付税の中で、繰越財源充当額の937万8,000円計上されているが、これはどのようなものかとの問いに対し、繰越明許に係る分の財源として充当しているとの答弁でした。

尻高地区の圃場整備は3カ年継続事業であるが、予定どおり完了するののかとの問いに対し、3カ年の継続事業だが、昨年と本年度で工事を行い、来年度は調整工事となり、予定どおり完了するとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、認定第2号については当委員会は全会一致で認定いたしました。

認定第6号 平成19年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

担当課長より説明を受け、質疑、討論なし。

採決の結果、認定第6号について当委員会は全会一致で認定いたしました。

認定第7号 平成19年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

担当課長より説明を受け、質疑、討論なし。

採決の結果、認定第7号について当委員会は全会一致で認定いたしました。

議案第47号 上毛町情報公開条例等の一部を改正する条例について。

担当課長より説明を受け、質疑、討論なし。

採決の結果、議案第47号について当委員会は全会一致で可決いたしました。

議案第48号 上毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

担当課長より説明を受け、質疑、討論なし。

採決の結果、議案第48号について当委員会は全会一致で可決いたしました。

議案第49号 上毛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について。

担当課長より説明を受け、質疑、討論なし。

採決の結果、議案第49号について当委員会は全会一致で可決をいたしました。

議案第51号 平成20年度上毛町一般会計補正予算(第2号)(所管分)について。

総務課長より総括説明を受け、総括説明に対する質疑では、債務負担行為、農業経営体育成資金利子補給金の内容と期間の根拠については、期間の根拠とはとの問いに対し、認定農業者が借り入れする資金の利子に対する利子補給金で、期間は平成21年度から平成33年度までとの答弁でした。

次に、担当課長より予算案に対する説明を受け、質疑、討論なし。

採決の結果、議案第51号については当委員会全会一致で可決をいたしました。

以上で総務産業建設常任委員会からの報告を終わります。

○議長（村上正弘君） 日程第2、認定第2号 平成19年度上毛町一般会計歳入歳出決算（所管分）の認定について、日程第3、認定第3号 平成19年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第4号 平成19年度上毛町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第5号 平成19年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第8号 平成19年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第9号 平成19年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第50号 上毛町食育のまちづくり条例の制定について、日程第14、議案第51号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第2号）（所管分）、以上8件を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

増矢委員長。

○文教厚生委員長（増矢年克君） 皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告いたします。

当委員会は9月16日午前9時開会、午後12時55分閉会、議会中小会議室において、町長以下執行部の出席をもって開会いたしました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出の決算認定6件、条例案1件、予算案1件の合計8件です。

当委員会に付託された案件の審議を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

認定第2号 平成19年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定（所管分）についてです。

最初に、総務課長の総括説明を求め、続いて各担当課長の、住民課、健康福祉課、教務課の順に説明を受け、質疑を行いました。

総括説明に対して、質疑、2億2,000万円の歳入歳出差引残高があるが、3%の財政調整基金への積み立ては行わないのかに対しまして、答弁、目的基金の積み立てを行い、財政調整基金への積み立ては考えていない。

質疑、実質収支比率は何%ぐらいが望ましいか。答弁、5%前後が望ましい。

続いて、住民課でございます。質疑、町営住宅の滞納状況は改善されているのか。

答弁、平成18年度以前の滞納分から97万円納入され、19年度分で若干ふえている現状である。

質疑、児童扶養手当で5年以上受給している対象者は、求人活動の証明の提出をさせているのか。答弁、提出させている。

健康福祉課。質疑、介護手当給付金の件数は予定どおりとなっているのか、それとも希望者はふえているのか。答弁、現在25名が対象となっている。要介護3・4・5程度が対象で、総数に比べまだ少ない。

質疑、高齢者実態把握事業並びに介護予防事業とは。答弁、高齢者実態把握事業は、委託先の社協みのり会が実態把握を行い、必要なサービスを提供するための事業で、介護予防事業は健診で特定高齢者を選出して介護予防事業を推進することである。

総務課。質疑、給食会計の運営はどのように行っているのか。答弁、各学校ごとの運営を行っている。

質疑、教職員の資質向上の具体的な方策は。答弁、独自の研究発表会を年2校実施し、学力向上に取り組んでいる。各学校ごとに資質向上に向け取り組んでいる。

質疑、中学校の県大会出場で、宿泊は状況に応じて補助してほしい。また公用車の使用はできないのか。答弁、大会日程に応じて支出しているので、今後もそのようにする。マイクロバスの使用はできるが、使用頻度が高いので状況に応じて検討したい。

質疑、県大会の宿泊に対する教育方針は。答弁、宿泊に対しては経営面を考慮し、縮減方向にある。

反対討論あり。

採決の結果、起立多数で認定いたしました。

認定第3号 平成19年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑、証明資格書の発行件数、短期保障保険者証の発行件数は。滞納世帯数は。答弁、資格証明書の発行はありません。短期保険証の発行件数は36件。滞納世帯は93世帯。国保の世帯数は1,263世帯。

反対討論あり。

採決、起立多数で認定しました。

認定第4号 平成19年度上毛町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑、1人当たりの医療費は。答弁、大体80万円ぐらいである。

反対討論あり。

採決の結果、起立多数で認定いたしました。

認定第5号 平成19年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑、診療所を民間委託する方向へ進んでいるが、その経緯は。答弁、外来収入も年々減少している状況であり、民間委託を検討しているが、いましばらく時間が必要である。要望です。できれば民間委託せずに継続してほしいと。協力は必要である。

討論なし。

採決、全会一致で認定。

認定第8号 平成19年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑なし。

討論なし。

採決、全会一致で認定。

認定第9号 平成19年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑、滞納は回収可能か。返済の意識のない、どこまで意欲を持って徴収するのか。納入している人の増加はあるのか。答弁、分納契約を締結しているのが6名、そのうち守っている人が3名いる。地道に納入指導を行っていく。

討論、反対討論あり。

採決の結果、起立多数で認定。

議案第50号 上毛町食育のまちづくり条例の制定について。

質疑、学校給食の食材について、地域地消の数値目標は。答弁、地産地消については推進会議において数値的なものは協議していきたい。

質疑、地域地消のしっかりした数値目標を、郷土料理の食育での位置づけは。食の安全の具体的な取り組みは。学校給食における地元の米の使用状況はどれくらいか。答弁、現在、各学校で地産地消を推進しているが、100%となると安定供給が必要となり、生産者と十分協議し、数値目標を考えていきたい。郷土料理の調査を行い、普及できるよう取り組んで進めればと考えている。米は小学校では町内業者から納入であり、中学校は県給食会からの納入である。今後は町内業者からの納入を検討していきたい。食の安全については関係機関と連携して取り組んでいきたい。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第51号 平成20年度上毛町一般会計補正予算(第2号)(所管分)について。

最初に、総務課長に総括説明を求め、続いて各担当課長、住民課、健康福祉課、教務課の説明を受けまして、質疑を行いました。

質疑、緊急情報装置の器具の状況が悪いと把握したのはいつごろか。答弁、最近になって故障が多くなったため、調査を実施して把握した。

質疑、放課後児童クラブの机の購入はどちらのクラブのものか。答弁、新吉クラブのものである。

質疑、げんきの杜の特殊建築物定期報告書作成はどのようなことを実施するのか。答弁、これは指定管理下に含まれていなかったため、今回計上いたしました。

採決の結果、全会一致で可決。

以上で、文教厚生委員会からの報告を終わります。

○議長(村上正弘君) 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

○議長(村上正弘君) 日程第2、認定第2号 平成19年度上毛町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 私は、決算認定第2号を反対の立場から討論いたします。

第1点は、国の政策とはいえ、三位一体改革により定率減税が廃止され、住民税がふえ、所得譲与税が廃止され、地方譲与税、地方特例交付金が縮小されるなど、国の財政危機を理由に、町民には増税を押しつけ、自治体には地方に回す財源を削り、しわ寄せを押しつけている。

2点目は、地方交付税が2004年から大幅に削減され、毎年減額傾向にありましたが、2008年度は少し増額したとはいえ、交付税の大幅削減から見ればわずかなもので、依然、地方交付税減額路線は継承されています。

3点目に、後期高齢者医療制度の創設が75歳以上の高齢者の医療負担をふやし、病気になっても病院にかかりにくくする制度であります。

4点目に、同和行政は法の失効にもかかわらず続けています。特別扱いをやめ、直ちに一般行政に移行すべきであります。

5点目に、児童手当、障害者福祉費の国庫負担は、国の法改正により国の負担を減らし、地方に負担を押しつけている。

6点目に、品目横断的経営安定対策の導入、減反押しつけは、農業の担い手をやりたい人すべてから一部の人だけに移し、日本の食糧自給率の向上を低下させ、農薬で汚染された米が輸入される結果となっている。

以上の理由で、この決算認定に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する各委員長の報告は原案認定であります。

本案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、認定第2号 平成19年度上毛町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第3、認定第3号 平成19年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、決算認定第3号を反対の立場から討論いたします。

国保加入者のほとんどの方は、保険料が高いと言っています。国は1984年に、それまで医療費ベースで45%の補助であったのが、医療給付費の50%にしたため、医療費ベースで38.5%の補助となり、国からの補助金を減らしました。国の国民健康保険制度の運営のあり方に問題がありますので、この決算認定に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君) 賛成多数。よって、認定第3号 平成19年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案を認定することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第4、認定第4号 平成19年度上毛町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 私は、決算認定第4号を反対の立場から討論いたします。

老人医療費が有料化された1983年度と今年度とでは、老人医療費に占める国庫負担割合が大幅に減らされています。このことにより、老人医療費の個人負担がふえてきました。私は、老人医療費の完全無料化を目指している立場から、国の老人医療の運営のあり方に問題がありますので、この決算認定に反対いたします。

○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君) 起立多数。よって、認定第4号 平成19年度上毛町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、原案を認定することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第5、認定第5号 平成19年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、認定第5号 平成19年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、原案を認定することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第6、認定第6号 平成19年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、認定第6号 平成19年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案を認定することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第7、認定第7号 平成19年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、認定第7号 平成19年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案を認定することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第8、認定第8号 平成19年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、認定第8号 平成19年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定については、原案を認定することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第9、認定第9号 平成19年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 私は、認定第9号を反対の立場から討論いたします。

一般財源から471万9,000円繰り入れをして会計処理をしたことは、借り主は借りたものを返すという意識が薄いので、この決算認定に反対いたします。

○議長(村上正弘君) ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君) 起立多数。よって、認定第9号 平成19年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定については、原案を認定することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第10、議案第47号 上毛町情報公開条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第47号 上毛町情報公開条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第11、議案第48号 上毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第48号 上毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第12、議案第49号 上毛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第49号 上毛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第13、議案第50号 上毛町食育のまちづくり条例の制定について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第50号 上毛町食育のまちづくり条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第14、議案第51号 平成20年度上毛町一般会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論ありませんか。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 私は、議案第51号を反対の立場から討論いたします。

65歳以上の公的年金などの受給者から個人住民税を天引きできるようにするための準備予算が計上されているので、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。

本案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第51号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第15、発議第3号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、発議第3号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について閉会中の継続審査及び調査としたいとの旨の申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村上正弘君）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（村上正弘君） 日程第17、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村上正弘君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

平成20年第3回上毛町議会定例会を閉会します。お疲れでございました。

閉会 午前10時41分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年9月19日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員